

## 業務仕様書（虹ヶ丘）

### I 委託対象物件・施設の規模等

#### 1 対象物件

所在地 京都府与謝郡与謝野町字岩屋 600 番地 3

名称 高齢者総合福祉施設虹ヶ丘

#### 2 業務管理の基本

設備管理の業務に関し、下記の事項に注意し誠意をもって業務を遂行するものとする。

- (1) 設備管理に際しては、点検、作業、測定等建築物に関する法規に準拠し、業務を系統的かつ統一的に実施する。
- (2) 業務の実施にあたっては、各関係諸法令等を遵守するものとする。
- (3) 各種法令に基づく資格による官公庁への手続きは委託者にて行うものとする。
- (4) 業務の遂行にあたっては、常に全力を挙げて行うことを旨とする。また、常に技術員相互の連絡協調を図り、合理的な業務実施を努めるものとする。
- (5) 業務上知り得たことについては、絶対に外部に公表または漏らしたりしないこと。
- (6) 常に火災予防に留意し、火気取締にあたるものとする。

#### 3 各種法令の遵守

管理業務の履行にあたって、各設備の安全及び建物内外の安全並びに衛生的環境維持のために定められた次の諸法令及び諸規則を遵守するものとする。

- (1) 電気事業法
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (3) 建築基準法
- (4) 消防法
- (5) 高圧ガス保安法
- (6) 水道法
- (7) 大気汚染防止法
- (8) 浄化槽法
- (9) 労働安全衛生法各規則
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (11) その他関連法規、規則等

#### 4 経費の負担

##### (1) 委託者が負担する項目

- ア 業務上必要な光熱水費
- イ 補修・修理等を必要とする際の費用
- ウ 緊急時等における対応にかかる費用
- エ その他、委託者が負担することが適当であると認められるもの

##### (2) 受託者が負担する項目

- ア 業務上必要な一般工具ならびに測定器（特殊専用工具・測定器を除く）
- イ グリス・オイル。ただし、特殊・高額な物は除く。ウエス等の消耗品等
- ウ 清掃に必要な機材・機器及びワックス等の消耗品
- エ その他、受託者の負担が適当であると認められるもの

## 5 その他

その他本書に関して疑義が生じた場合、その都度双方協議のうえ、これを定めるものとする。

## II 設備管理業務仕様書

本業務は「高齢者総合福祉施設虹ヶ丘」に付属する受変電設備・空調設備・給排水設備・消防設備・エレベーター設備・自動ドア設備及び施設全般の環境を清浄な状態を保つことができるよう、法定点検・整備・調整を行い、未然に突発的な事故発生を抑制するために必要な措置をとること、及び定期的害虫防除・床ワックス清掃業務清掃を行うことにより、施設の衛生・美観を保つことを目的とする。

### 1 自家用電気工作物保安管理業務に係る支払代行業務

- (1) 甲の設置する自家用電気工作物について、「電気管理技術者」又は「電気保安法人」（以下合わせて「保安管理者」という。）に電気保安管理業務を委託する際、必要な助言を行うものとする。
- (2) 甲が保安管理者に対して行うべき委託料の支払いを代行するとともに、必要に応じてその他付随する業務を行うものとする。
- (3) 乙が保安管理者に、業務対価として支払を実行する業務の内容は、以下のとおりとする。
  - ・設置された自家用電気工作物について、電気事業法及び関係法規並びに保安規定に基づき保安管理する業務一式
- (4) 3年に1回の定期精密点検（継電器特性試験等）は別途

### 2 受変電設備精密点検整備

- (1) 年次点検回数 年1回

#### (2) 業務内容

ア 業務は電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づいて行うものとする。

イ 保安規定に定める点検の基準に従って、作業時には受電を停止し、電気工作物を停電状態にし、日常点検ではできない精度の高い設備点検、試験、測定（保護継電器の動作試験、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定及び絶縁油の試験など）及び機器類の増締め、清掃などを行い、機器類の保全と未然の事故防止等を図るものとする。

#### ウ 接地抵抗測定

各種接地極（A種、B種、D種、C種、避雷器等）接地抵抗測定

#### エ 絶縁抵抗測定

開路状態での250V（または1000V）絶縁抵抗計による絶縁抵抗測定

- ・ 主導電部と大地間
- ・ 制御回路と大地間
- ・ 一次巻線と二次巻線間

#### オ 母線

- ① 弛み、腐食、損傷及び過熱の有無並びに母線相互間及び母線と他設備間の離隔距離の適否の点検
- ② ボルト等締めつけ部緩みの増締め及び錆落とし

- ③ 碍子類及び支持物の汚れ、亀裂、破損、錆、腐食、異常な変色の有無を点検
- カ 高圧受配電盤及び低圧配電盤
  - ① 汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検
  - ② 配線、接地線及び端子部の損傷、過熱及び断線の有無を点検
  - ③ 締めつけ部緩みの増締め
  - ④ 塵埃の清掃
- キ 負荷開閉器
  - ① 本体、操作機構部の損傷、変形、汚れの有無を点検（清掃）
  - ② 通電部の焼損、溶着、損傷、汚れの有無を点検（清掃）
- ク 断路器
  - ① 本体、操作機構部の損傷、変形、汚れの有無を点検（清掃）
  - ② 刃部及び刃受部との接触状態と過電流による過熱変色及び汚損等の有無を点検
- ケ 計器用変成器
  - ① 外装の損傷・汚損、過熱による変色の有無を点検、ヒューズ切れの点検
- コ 変圧器
  - ① 目視及び手触による点検（及び汚れの清掃）
  - ② 本体及び付属品の汚れ、緩み、塗装剥離及び錆の有無、防震装置の劣化の有無を点検
  - ③ 端子部、碍管の汚れ、損傷、緩み及び過熱変色の有無を点検
  - ④ 漏油の有無を点検
  - ⑤ 放圧装置の亀裂、破損の有無を点検
  - ⑥ 絶縁油の酸価測定、耐压試験
- サ 進相コンデンサ
  - ① ブッシング及び碍管の汚れ、破損等の有無を点検
  - ② 端子部緩みの増締め及び汚れ等の清掃
  - ③ ケースのふくれの測定（油量調整装置付は除く）
- シ 継電器
  - ① 端子部の締めつけ、異音、異臭、塵埃の付着、接点の接触不良の有無を点検
  - ② 故障検出器を作動させ、警報及び故障表示を確認
  - ③ 試験は製造者の示す動作特性試験点で行い、継電器単体の良否を判定（2回測定した平均値）
- ス 総合点検・清掃
  - ① その他各機器及び電気室（キュービクル）を点検し、清掃するものとする。
- (3) 実施計画の提出
 

業務の実施前には、次の事項についての計画書を委託者に提出し、その承諾を得てから実施するものとする。

  - ア 停電時間とその範囲
  - イ 点検作業の時間
  - ウ 点検作業中における電気事故防止措置
- (4) 点検中における緊急事態発生の場合
 

緊急を要する事態（火災、地震等）が発生したときは、安全かつ速やかに点検業務を中止し、関係施設及び設備が使用できるように復旧措置を行うものとする。
- (5) その他
  - ア 各業務終了後は点検結果報告書を提出するものとする。

イ 点検結果において補修、改修等が必要であると認めるときは、詳細の報告と共に見積を提出するものとする。

ウ 点検にかかる消耗品の費用は受託者負担とするが、停電に伴う仮設電源費用（仮設電源が必要な場合）及び機器または部品の不良により取り替えの費用が生じた場合の費用は、委託者の負担とする。

### 3 空調設備管理業務

#### (1) 対象設備

##### ア ビル用マルチエアコン

① 東一番組廊下系統	室外機	1式	室内機	10台
② 東二番組廊下系統	室外機	1式	室内機	12台
③ 西一番組廊下系統	室外機	1式	室内機	13台
④ 西二番組廊下系統	室外機	1式	室内機	9台
⑤ 西三番組廊下系統	室外機	1式	室内機	7台
⑥ イベントホール	室外機	1式	室内機	5台
⑦ 喫茶系統	室外機	1式	室内機	5台
⑧ 事務所系統	室外機	1式	室内機	8台
⑨ 特養玄関系統	室外機	1式	室内機	3台
⑩ デイ事務所系統	室外機	1式	室内機	8台
⑪ デイホール系統	室外機	1式	室内機	9台
⑫ ケア廊下系統	室外機	1式	室内機	8台

イ ルームエアコン 79台

ウ 排気ファン 123台

エ 空調換気扇 122台

オ 厨房用空調機 1台

(2) 点検回数 年4回（冷房及び暖房の各開始時期及び運転中）

(3) 業務内容（主要な内容を抜粋）

定期的には各機器に応じた、適正な点検・記録を行うとともに、必要に応じて調整、増締め、その他これらに類する業務を行う。

##### ア 空冷ヒートポンプパッケージエアコン、氷蓄熱機、ユニット型空調機

- ① 冷暖房の点検・作動確認
- ② 試運転及び各部調整
- ③ 外観の腐食、変形、破損等の劣化の有無を点検
- ④ 絶縁抵抗の測定
- ⑤ ドレンの詰まり、破損の有無を点検
- ⑥ 送風機の正常運転の確認
- ⑦ エアークフィルターの詰まり、損傷の有無を点検
- ⑧ 冷媒ガス漏れの有無、配管損傷等の有無を点検
- ⑨ 安全装置の作動の良否の点検
- ⑩ ファンローター汚れ、損傷等の有無を点検

##### イ 排気ファン、空調換気扇

- ① 羽根車の損傷・腐食・汚れの付着等の有無を点検、回転状況の確認・調整
- ② ファンケーシングの損傷、腐食等の有無
- ③ 軸受けの回転状況の確認

- ④ 電動機の損傷・腐食等の有無、回転状況の確認、絶縁抵抗の測定及び異常音、異常振動の有無を点検

(4) その他

ア 点検結果において修理、部品交換等が必要であると認めたときは、詳細の報告と共に見積を提出する。

イ 点検終了後は、報告書を提出する。

(5) フィルター清掃

ア 清掃対象

- ・ 空冷ヒートポンプパッケージエアコン室内機 97台
- ・ ルームエアコン 79台
- ・ ロスナイ（天花タイプ） 36台
- ・ ロスナイ（壁掛けタイプ） 81台

イ 清掃回数 年4回

ウ 業務内容

- ① 機器内への埃、塵、ゴミ等の侵入を防ぎ、冷暖房に必要な風量を確保して、冷暖房効率の低下を防ぐため、清掃を定期的に行う。
- ② フィルターを取り外して定期的に清掃する。なお、汚れがひどい場合は、洗浄するものとする。

エ その他

取替えが必要な場合のフィルター代及び取替作業費は含まない。

(6) 空調自動制御保守点検

ア 点検回数 年1回

イ 業務内容

自動制御機器単体精密点検及び制御ループにおける総合作動点検を行う。

※設備機器本体及び付属品の保守作業は別途とする。

4 給排水衛生設備管理業務

(1) 定期点検

ア 対象機器

- ① 受水槽 1基
- ② 加圧給水ユニット 1台
- ③ 真空ボイラー 1台
- ④ 貯湯槽 1基
- ⑤ 膨張水槽（密閉型） 2台
- ⑥ 給湯ポンプ 2台
- ⑦ 温水ポンプ 1台
- ⑧ 電気温水器 11台
- ⑨ ガス湯沸器 18台
- ⑩ 全自動濾過機 1式
- ⑪ 濾過ポンプ 1台
- ⑫ 操作盤 1式

イ 点検回数 年2回

ウ 業務内容（主要な内容を抜粋）

- ① 受水槽

- ・ 槽のひび割れ、変形、損傷等の有無を点検
  - ・ 配管の損傷及び水漏れの有無
  - ・ 警報装置の作動確認
  - ・ ボールタップ等水面制御装置の作動確認
  - ・ 槽内の堆積物・異物及び内部汚損の有無を確認
- ② 各種ポンプ関係
- ・ ポンプ本体各所配管接続部、逆止弁等の異常の有無を点検
  - ・ 運転電圧、電流値の測定
  - ・ 錆、腐食の有無、異常音・異常振動の有無を点検
  - ・ 警報装置の機能点検
  - ・ 絶縁抵抗の測定
- ③ 膨張水槽、密閉型膨張タンク、貯湯タンク
- ・ 本体の損傷及び漏水等の有無を点検
  - ・ 配管継手部の損傷及び漏水の有無を点検
  - ・ 保温材の剥離、損傷等の劣化の有無を点検
- ④ ガス給湯器
- ・ 本体、固定金具等の腐食・変形等を点検
  - ・ ガス及び水漏れの有無を点検
- ⑤ 真空ボイラー
- ・ 本体・煙道
    - 外観状況の異常の有無を点検
    - 燃焼室及び伝熱面、熱交換器の異常の有無を点検
    - 排ガス漏れの有無を点検
    - 局部過熱による劣化の有無を点検
  - ・ 制御安全装置
    - 温度調節器の作動の良否の点検
    - 溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検
    - 安全スイッチの作動の良否の点検
    - 低水位スイッチの作動の良否の点検
  - ・ バーナー
    - 燃料弁の動作は正常かどうかの点検
  - ・ 燃焼状態
    - 着火遅れなく安定した燃焼かどうかの確認
    - 燃焼状況の確認
  - ・ 制御盤
    - 電源電圧測定
    - 端子の緩みの有無を点検
    - アースは正常かどうかの確認
- ⑥ 給湯温水器
- ・ き裂、沈下の有無の点検
  - ・ 過熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検
  - ・ 温度調節器の作動の良否を点検
  - ・ 点火及び消火の良不を点検
  - ・ ストレーナーの漏れの有無を点検

- ・ 端子の変色、破損及び緩みの有無を点検
- ⑦ 全自動濾過機
  - ・ 濾過機本体
    - 本体の損傷及び漏水等の有無を点検
    - 配管継手部の損傷及び漏水の有無を点検
    - ろ過ポンプ起動状態及び異音・異常振動の有無を点検
    - 運転電流値の測定、絶縁抵抗測定
    - ろ過状況の確認
  - ・ 制御盤
    - 制御盤内結線等の確認点検
    - 異常警報装置の機能点検
    - 運転信号の異常の有無を点検
    - 絶縁抵抗測定
  - ・ 薬注装置
    - 本体の損傷等の有無を点検
    - ポンプ起動状態の確認
    - タンク内ストレーナーの清掃
    - タンク及びホースの損傷の有無、漏れの有無を点検

エ その他

- ① 集毛器等の日常的な清掃が必要となるものの清掃は含まない。
- ② 点検結果において修理、部品交換等が必要であると認めるときは、詳細の報告と共に見積を提出する。
- ③ 点検終了後は、報告書を提出する。

(2) 貯湯槽清掃

ア 対象機器

② 貯湯タンク清掃 (SUS444 製、実容量 3,000 L) 1 式

イ 清掃回数 年 1 回

ウ 業務内容

② 貯湯タンク清掃

貯湯槽内部のお湯を抜いた状態で点検と清掃を行う。

- ・ 内部の付着物及び堆積物の洗浄清掃 (スケール、スラッジ等)
- ・ 槽の割れ、腐食、損傷等の有無を点検
- ・ 計器類の導圧口等の詰まりの有無を点検及び清掃
- ・ 逃し管の詰まりの点検及び清掃
- ・ 逃し弁の清掃、調整
- ・ 温度調節弁の点検、感熱棒のスケール清掃

(3) 飲料水用受水槽清掃

ア 実施回数

水槽清掃作業 年 1 回

水質検査 年 1 回

簡易専用水道定期検査 年 1 回

イ 作業内容

① 貯水槽清掃

- ・ 水槽内の沈殿物質、浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去・洗浄する。  
(※除去は水槽の材質に応じた適切な方法で行う。)  
(※洗浄後の水は、完全に槽外に排出する。)
- ・ 消毒は塩素剤を用いて2回以上実施する。  
(※塩素剤は、有効塩素 50～100mg/■濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液または同等以上の消毒能力を有する物を使用する。)
- ・ 槽の水張り終了後、給水栓及び槽における水について、残留塩素の測定及び色度・濁度・臭気・味の簡易検査を行う。

② 水質検査

- ・ 水の安全性・衛生性を検査により確認するため、水道法及び厚生省令等に定められている項目の検査を行う。  
(検査は別表の水質基準値に適合しているかどうかについて判定する。)
- ・ 検査方法は水質基準に関する厚生省令に定める方法またはそれと同等以上の精度を有する方法により行う。
- ・ 一般項目(11項目)検査として以下の項目について検査を行う。  
一般細菌、大腸菌群、亜硝酸態窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素物イオン、有機物等、PH値、味、臭気、色度、濁度
- ・ 簡易専用水道定期検査  
水道法の簡易専用水道にかかる規定に基づき、定められた検査機関に申し込み、法定検査を受けるものとする。検査受検時には立ち会いを行う。

ウ その他

- ① 作業には清掃作業監督者として、厚生大臣指定の貯水槽清掃作業監督者講習会の課程を修了した者、または建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者が、指導及び監督にあたって行う。
- ② 清掃作業の着手に際しては、作業監督者の講習会修了証(写)(または建築物環境衛生管理技術者免状(写))及び作業従事者の健康診断書(作業日前3カ月以内)を提出し、事前承認を受けてから着手する。
- ③ 作業衣・使用器具は貯水槽清掃専用の物を使用するものとし、作業が衛生的に行われるようにする。
- ④ 作業終了後は、作業完了報告書(清掃前・清掃後のカラー写真を添付したもの)を提出する。
- ⑤ 検査で異常を発見したり、異常な測定値が出た場合、直ちに担当者の方へ届け出ると共に、必要に応じて給水停止の措置を取る。  
また、その後速やかに、ほかの給水栓、受水槽へと系統をさかのぼって点検、検査し、異常の原因発見に努めるものとする。
- ⑥ 検査終了後は、検査結果書を提出する。

別 表

水質検査項目

	検 査 項 目	許 容 量	備 考
1	一般細菌	検水1mgに中100個以下	
2	大腸菌	検出されないこと	
3	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下	

4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
5	塩化物イオン	200mg/L以下	
6	有機物(全有機炭素TOCの量)	3mg/L以下	
7	pH値	5.8以上8.6以下	
8	味	異常でないこと	
9	臭気	異常でないこと	
10	色度	5度以下	
11	濁度	2度以下	

(4) 浴槽循環水レジオネラ属菌検査

ア 検査回数	年2回
イ 採水場所	ダイサービス 浴槽 1検体

5. 消防用設備等点検業務

対象設備

ア 自動火災報知設備	
・ 受信機	1台
・ 副受信機	1式
・ 発信機	1式
・ 非常ベル	
・ 光電式煙感知器	1式
・ 差動式スポット型感知器	1式
・ 定温式スポット型感知器	1式
イ 誘導灯(非難口・通路)	1式
ウ 火災通報装置	1式
エ スプリンクラー設備	1式
オ 補助散水栓設備	1式
カ 非常放送設備	1式
キ 消火器	1式
ク 非常用発電機	1式

消防用設備等の点検は、消防法に定めるところにより適正に行うものとする。

(1) 点検回数

ア 機器点検	年1回
イ 総合点検	年1回

(2) 業務内容

ア 機器点検

各設備機器の適正な配置、損傷、漏水などの有無、表示の有無、その他主として外観から、または簡易な操作により機器の機能状態を確認する。

イ 機器・総合点検

各設備の全部もしくは一部を作動させ、または当該消防用設備等を使用することによって、総合的な機能を設備等の種類に応じて確認する。

(3) その他

業務終了後は、消防法の規定による書式の報告書により作成し、委託業者の管理担当者に提出するとともに、消防法に基づく報告の届出を行うものとする。

**非常電源(自家発電設備)**

**負荷試験については、消防点検時に屋内消火栓のみ起動し試験をします**

除外項目

- ① 消火器の放射試験（放射能力点検）実施に伴う薬剤詰替費は別途とする
- ② 消火器の耐圧性能試験が必要な場合は別途とする
- ③ 連結送水管の耐圧試験が必要な場合は別途とする
- ④ 消防用ホースの耐圧試験が必要場合は別途とする
- ⑤ 消火設備のガス容器等で容器弁の安全性点検が必要な場合は別途とする
- ⑥ 消防点検時以外の別日程での負荷試験単独作業の場合
- ⑦ 停電し発電機回路のみで送電できない場合

6 エレベーター設備等保守管理業務（メーカー仕様の点検とする。）

(1) 対象設備

乗用エレベーター
750 kg      45 m/min.      2 停止
付加仕様
車椅子対策、視覚障害者対策付き

(2) 点検回数等

技術者による定期点検及び遠隔診断システムによる監視、点検（通年）

(3) 業務内容（メーカー仕様の点検とする。）

ア エレベーター設備

- ① 「建築基準法」並びにこれに基づく地方条例及び「昇降機の維持及び運行に関する規準（昭和60年11月1日住指発第593号）」に基づき、エレベーター等に要求される性能と機能を長期間、円滑に発揮させるため、また故障や事故を未然に防止するため定期的に機器の保守を行う。
- ② POG契約仕様
  - ・ 技術員による点検（人的点検）と遠隔診断システムを使った定期点検（システム点検）を組み合わせる行う。
- ③ その他
  - ・ 除外事項（別途負担）
    - 所有者・利用者の不注意、不適當な使用等の過失、仕様変更及び天災等の不可抗力の事故により発生する修理工事
    - 意匠部品（かご・かご床タイル・しきい・三方枠・外側板・内側板等）の塗装メッキ直し、修理及び部品の取替工事
    - フルメンテナンス工事の取替装置機器の搬入に必要な建築関係工事
    - 昇降路周壁並びに建屋部分の改修
    - 関係諸法令の改正または官公庁の命令・要求による設備の改修または新規付属物の追加に関する工事、新型への取替
    - 夜間、休日（土曜日含む）の点検作業

維持に必要な、消耗部品

- ・ 点検等の作業に必要な時間は運転を休止させる。
- ・ 業務終了後は、点検報告書を提出する。

イ その他

- ② 点検等の作業に必要な時間は運転を休止させる。
- ② 点検後、報告書を提出する。

## 7 自動ドア設備保守管理業務

(1) 対象機器

DS型 3台

(2) 点検回数

年2回

(3) 業務内容

- ア 装置各部の点検・調整
- イ 開閉速度、クッション作動の異常の有無の点検・調整
- ウ 装置の電飾品の点検・調整
- エ センサーの検知状態の点検・調整
- オ オイル漏れの有無の点検
- カ 消耗度の著しい部品は無いか点検  
※部品代は別途とする。

## 8 害虫防除業務

衛生害虫の防除に関して定期巡回による生息状況の確認の上、防除に関する計画を立て統一的に実施するものとする。

(1) 対象箇所：厨房

(2) 実施回数：年2回

(3) 作業内容

残留噴霧法 及び 空間噴霧法

ア 仕様薬剤

種類、生息状況、生息場所等により次の物から選定する。

施工方法	薬剤名
残留噴霧法	フェニトロチオンMC剤
	ダイアジノン懸濁剤
	フェンナオン水性乳剤
ULV法	フェノトリン水性乳剤
	ペルメトリン水性乳剤

イ 施工方法

空間煙霧・残留噴霧法等による生息場所・通り道などへの薬剤噴霧及び散布による。

(4) その他

業務実施後は、作業実施報告書にて報告すること。

## 9 床ワックス清掃業務及び大浴場壁面洗浄業務

(1) 床ワックス清掃対象箇所・対象面積

廊下・食堂・機能回復訓練室／2,275 m<sup>2</sup> 年1回

居室／2,000 m <sup>2</sup>	年 1 回
管理棟（事務室、会議室等）	年 1 回
(2) 大浴場壁面洗浄	年 1 回
(3) 作業内容	

床洗浄、ワックス仕上げ（長尺塩ビシート部分）

ア 除塵、表面洗浄、ワックス塗布

イ 床面を洗浄後、樹脂ワックスを、塗り残しや塗むらの無いように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。

ウ 樹脂ワックスの塗布回数は2回とする。

エ 被膜の損傷が著しい場合は、さらに1回重ね塗りする。

オ 大浴場壁面清掃は、高圧水で汚れ、カビ等洗浄清掃する。

1 0 ルーフドレン点検・清掃業務 年 3 回実施

1 1 給湯水水質分析業務（ケアハウス）

(1) 分析回数 年 6 回（1 回／2 ヶ月）

(2) 分析項目 8 項目（電気伝導率、全硬度、マグネシウム硬度、シリカ酸消費量（PH4.8）、塩化物イオン、硫酸イオン、銅）

### III 緊急及び故障時の対応について

故障等の緊急事態については、常時（24時間、365日）受付け、直ちに対応するものとする。

以上